北海道議會時報

第７巻　第８号

昭和３０年８月

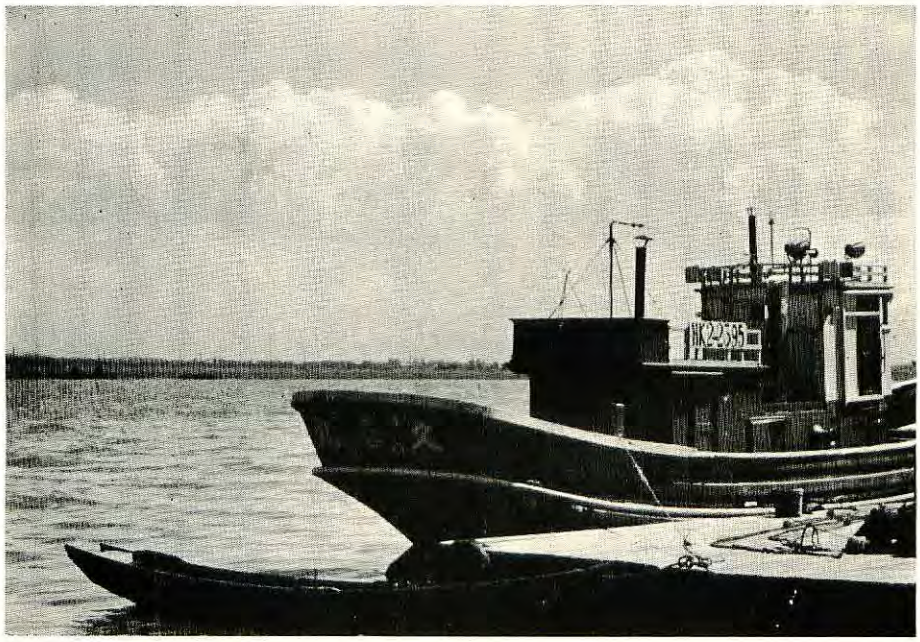

北海道議会事務局

―第8号目次―

議会の動き

特別委員会……1
総合開発調査特別委員会
水害対策特別委員会

昭和三十年度
都道府県一般単独公営企業起債許可額……23

入場譲与税第一・四半期分交付額……29

第一回定例道議会の議決を経た条例の公布調……30

会合

全国都道府県議会議長会……6

資料

第二十二特別国会展望……7

三十年度地方財政運営の
合理化について自治庁通達……17

地方交付税八月繰上交付額……21

地方道路譲与税八月譲与額……22

昭和三十年度地方債承認額……23

雑録

地方行政疑義問答集……31

報道から拾う……32
受領遅滞は債務不履行と画期的判決

図書室だより……33

七月のメモ

表紙写真
石狩河口
北海道議会事務局撮影

議会の動き

K.U

第二回定例道議会関係の本会議、各常任委員会並びに予算特別委員会の議事については一括して時報第七巻第九号に掲載いたします。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○七月一日 午後三時五十五分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、企画本部より提出の**第二次五カ年計画**基本構想作業日程について諮り、企画本部の作業日程のとおり行うことに決し、ついで開発庁次長の来道に際し同次長の時間が許す場合は七月八日に開発問題の懇談会を開くこと、懇談会を開くことができない場合は八日に委員会を招集して直ちに篠津泥炭地の開発状況を視察することとし、午後四時二十分散会。

○七月八日 午前十時二十分、談話室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、前回の委員会において決定のとおり石狩篠津泥炭地の開発状況視察を只今より約四時間の予定で実施する旨を述べ、午前十時三十分散会。

○七月九日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、定数に満たないので協議会の形式ですすめる旨を述べ、**第二次五カ年計画策定**について企画本部長の説明を聴取、林委員（民）より、先日の資料との相違について、時田委員（社）より、第二次計画における重点の置き方について、太田委員（社）より、第二次計画の策定における開発庁、北海道開発審議会との関連について、新川委員（労）より、経済審議庁の六ヵ年計画と第二次計画の立案について質疑及び意見があり、企画本部長、開発調査課長より答弁。

② ついで定数に達したので協議会を閉じて委員会を開き、六月三十日の道総合開発委員会総合部会の状況について開発調査課長より説明を聴取、新川（労）時田（社）委員より、総合部会における質問と第二次計画の打出し方についてそれぞれ質疑があり、開発調査課長、同次長より答弁、午後零時二十分散会。

○七月十一日 午前十時四十分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、定数に満たないので協議会の形式ですすめる旨を述べ、二瓶委員（協ク）より、第二次計画の策定における地方開発期成会の地域開発計画のとり入れ方について、新川委員（労）より、第二次計画策定における第一次計画の反省について質疑及び意見があり、開発調査課長より答弁。

② ついで定数に達したので協議会を閉じて委員会を開き、農地開発

機械公団について農地開拓部係員より説明を聴取、新川委員（労）より、第一次計画の反省と第二次計画に行政及び立法措置の折込み方、第二次計画の前期は基礎施設の拡充、後期は産業振興に重点を置くべき旨、宮北委員（社）より、篠津泥炭地開発の受入れ態勢について質疑及び意見があり、開発調査課長、農地開拓部主任技師よりそれぞれ答弁、ついで部門別開発構想の方向、北海道開発費関係、北海道における国家財政投融資関係並びに北海道における国家財政投資の実態等について開発調査課長、同次長よりそれぞれ説明を聴取、午後零時四十五分散会。

○七月十二日　午前十時五十分、第一委員室において開議。

①　蒔田委員長（協ク）より、本道の**農林水産業の推移と現況**について説明を求め、開発調査課係員より説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、農家人口の推移について、沖野委員（公）より、農家の乳牛一頭当り一カ年の経費及び収入について質疑があり、同係員より答弁、ついで林業部門について説明を聴取、松平委員（自）より、林道に対する方針について質疑があり、同係員より答弁、暫時休憩、午後一時十分再開。

②　次に**水産部門**について開発調査課係員より説明、二瓶委員（協ク）より、漁業人口の動態と漁獲高について、沖野委員（公）より漁業人口と漁獲高の調査、資金の融資対策等について、松平委員（自）より、漁連の再建整備、沿岸漁民対策、単位協同組合の強化等について質疑及び意見があり、同課係員より答弁、午後二時五分散会。

○七月十三日　午前十時五十五分、第一委員室において開議。

①　蒔田委員長（協ク）より、本道**工鉱業の発展の推移と現況**について説明を求め、工鉱課員より説明を聴取の後、暫時休憩、午後一時十五分再開。

②　ついで新川委員（労）より、工業従業者数と労務者の経済状況、第一次計画の残量の取扱い方、文教、民生、厚生施設等の扱い方、国民健康保険の問題等について、時田委員（社）より、立地条件に適した工業の開発計画、自家発電の電力の他工業に使用の問題、第二次計画の重点の置き方と第一次計画における基礎施設拡充の進捗の問題、文化厚生施設の扱い方等について、児玉委員（自）より、第二次計画の基本方針について、沖野委員（公）より、離島振興問題のとり入れ方、社会福祉問題に対する考え方等について質疑及び意見があり、開発調査課長、同課係員よりそれぞれ答弁があつて、午後三時五分散会。

○七月十四日　午後二時五分、第一委員室において開議。

①　蒔田委員長（協ク）より、**第一次五カ年計画の残量の扱い方**の問題並びに**第二次計画の基本方向における基礎施設の整備拡充と産業振興開発のからみ合せ**について説明を求め、企画本部長より説明、新川委員（労）より、第一次計画残量の扱い方、産業振興開発と産業開発公社の問題、開発の進行に伴う道税の状態、開発費に対する道財政負担力の問題、文化、民生、厚生面に対する考え方等について、二瓶委員（協ク）より、第二次計画と地域開発期成会の関連について、林委員（民）より、第二次計画では基礎施設に重点を置くべき点について質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、資料の提出要求があつて、

②　ついで新川（労）林（民）児玉（自）太田（社）大島（民）各委員より、第二次計画策定に対する委員会の態度についてそれぞれ意

見があつた後、午後四時十分散分。

水害対策特別委員会

○七月七日 午後七時四十五分、第一委員室において開議。

① 大竹臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、井口委員（社）より、各派一名宛の代表者により互選方法を協議されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、暫時休憩、午後九時十分再開。

② ついで岡林委員（社）より、委員長に秋山委員（協ク）を選任されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 秋山委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、山内委員（労）より、副委員長に岡林委員（社）を選任されたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、午後九時十五分散会。

○七月八日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、**今後の委員会運営**について協議する旨を述べ、まず今次水害について中央よりの視察来道について説明を求め、議事課長より説明、本多委員(民)より、中央よりの視察来道が党派遣の場合に委員会より同行委員が派遣できるなら結構であるが、それができない場合はその来道者当該党の道議が同行すればよい、また国会の委員会の派遣であれば本委員会の委員が同行すべきである旨の意見があつて、異議なくそのこととし、なおその外道内災害地視察、中央折衝の問題等については委員長において適宜措置することとした。

② ついで本多委員（民）より、まず中央折衝委員を派遣し、残りの委員で上川、留萌、空知、日高、道南の五班を編成して道内水害地の調査を実施すべき旨の意見があり、また渡辺委員（社）より、中央折衝、水害地調査も必要であるが、まず基本方針を検討すべきで第一に情報資料の集収、第二にその基礎資料により措置して行く計画の立案、第三に樹立された計画により有効適切な推進をなすべきである旨、井口委員（社）より早急に金融措置等について中央折衝に全力を注ぐべき旨の意見があつて、委員長より中央折衝と水害地の調査地区及び派遣委員について諮り、暫時休憩、午前十一時三十分再開。

③ ついで**中央折衝**は七月八日より十四日まで一週間、派遣委員は秋山委員長（協ク）本多（民）佐々木（自）津川（社）山本（自）各委員、道内**水害地調査**は七月十日より約一週間、第一班後志、渡島檜山支庁管内に大竹（協ク）遠藤（社）山内（労）西野（民）各委員、第二班空知、留萌支庁管内に児見山（社）橋本（正）（社）各委員、第三班十勝支庁管内に道下（協ク）西島（民）渡辺（社）各委員、第四班日高、胆振支庁管内に川村（社）杉本（自）井口（社）各委員、第五班上川、留萌（北部）支庁管内に桶谷（民）深山（民）大石（社）各委員を派遣に決定。

④ 次に今次災害に対する措置について総合開発企画本部長より説明を聴取、道下委員（協ク）より、十勝方面の小水力発電の復旧融資の措置について、川村委員（社）より、新冠村川口周辺の橋梁流失その他堤防欠壊等の被害に対する緊急措置について、大石委員（社）より、風倒木の無償払下げについて、津川委員（社）より、橋梁の災害状況及び復旧対策、災害地あと作の問題、町村財政対策等について、児見山委員（社）より、橋梁の被害による児童生徒の通学状況について、麻里委員（公）より、留萌の被害状況について質疑及び意見があり、衛生部長、企画本部長、土木部次長、農政課長

よりそれぞれ答弁があつて、暫時休憩、午後一時二十五分再開。

⑤ 次に再開後の本会議で特別委員会が正式に設置される場合の経費について協議の後、中央から来道する建設委員には井口委員（社）水産委員には岡林副委員長（社）が同行すること、また各班の現地調査並びに折衝等の経過及び結果については文書で報告することとし、午後一時四十分散会。

○七月十五日 午前十一時、第一委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、**北海道における七月水害復旧に関する意見書**の提出について諮り、異議なくそのことに決し、暫時休憩、（休憩中、十勝町村長会長、上川町村長会長、留萌管内水害対策委員会代表、空知支庁管内町村長会長代理、多度志村土地改良区理事長、檜山支庁管内代表今金町長、日高支庁管内町村長会長より、七月水害復旧についてそれぞれ陳情を聴取）、午後零時三十五分再開。

② ついで佐々木委員（公）より、七月七日の北海道経済新聞に農務部が、道南、道央は農作物に水害なしと発表したが事実は相当の被害で中央その他に与える影響は重大である旨を述べ、これに対する農務部の回答を求め、委員長より、本件については農務部において調査の上答弁されたいと述べ、午後零時四十分散会。

○七月十五日 午後四時、第一委員室において開議。

① 大竹臨時委員長（協ク）より、本日正式に設置された水害対策特別委員会の委員長互選の方法について諮り、岡林委員（社）より、指名推選の方法により秋山委員（協ク）を委員長としたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 秋山委員長（協ク）より、副委員長互選の方法について諮り、山内委員（労）より、指名推選の方法により岡林委員（社）を副委員長としたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に委員長より中央折衝の経過について報告、本多委員（民）より補足説明があり、また被害状況の広報写真がなかつたことについて遺憾の意を表明、ついで道内調査の結果については次期委員会で議題とすることとし、

④ 次に**鷹泊ダム放水の問題**について本多（民）児見山（社）津川（社）渡部（社）大石（社）井口（社）杉本（自）川村（社）山本（民）深山（民）各委員及び岡林副委員長（社）より、それぞれ意見があつて、結局本問題について小委員会を設けることとし、委員数は社会二、自由、民主、公正、協同、労農各一名宛で五名とすることに決定、小委員氏名は後刻委員長まで報告することとし、

⑤ 次に前回委員会において佐々木委員（公）より被害状況に関する農務部発表に対する質疑について答弁を求め、農政課長より答弁、深山委員（民）より、影響が大きいから発表は慎重を期されたい旨の意見があり、また渡辺委員（社）より被害現状の広報活動について意見があり、委員長より被害の発表については慎重に注意されたい旨を述べ、

⑥ 次に中央折衝について諮り、派遣委員、期間等については委員長において決定することとし、午後五時散会。

○七月十八日 午後一時、第三委員室において**小委員会**を開議。

① 佐久間臨時主査（自）より、主査互選の方法について諮り、津川委員（社）より、指名推選の方法により佐久間委員（自）を主査としたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 佐久間主査（自）より、小委員会の運営について諮り、児見山（社）津川（社）本多（民）佐々木（自）各委員より、鷹泊ダム放水問題の調査並びに資料提出要求についてそれぞれ意見があり、暫時

休憩、午後一時三十分再開。

③ ついで河川課、資源開発課に対し提出を求める資料を決定、七月二十一日までにそれぞれ提出を要求、暫時休憩、午後二時二十七分再開。

④ ついで資料が提出されてから小委員会を開くこととし、午後二時三十分散会。

○七月二十三日 午前十時二十五分、第一委員室において開議。

① 秋山委員長（協ク）より、七月十六日より二十二日までの中央折衝の結果について報告があつた後、道下委員（協ク）より、農業災害関係の立法措置、融資の見通し等について、佐々木委員（自）より、被害額における道と大蔵省の相違、特別立法の経過と道の要望との対比、当初予算で決定している災害復旧工事の早期施行等について、津川委員（社）より、水害地の病害虫防除対策、今次水害における道と開発庁の連絡等について、大石委員（社）より、道費河川の改修費から町村河川改修費への流用について質疑及び意見があり、土木部長、農務部長、農政課長より答弁。

② 次に佐久間委員（自）より、鷹泊ダムの放水問題に関する小委員会の調査の経過について報告、児見山委員（社）より、鷹泊ダムの放水等に関連する治水計画の促進について意見があり、ついで第三次中央折衝については児見山委員の意見の分を含めて派遣委員は岡林副委員長（社）井口（社）道下（協ク）山本（自）西野（民）児見山（社）委員の六名とし、日程は七月二十五日より三十日まで六日間とすることに決定、午前十一時三十分散会

全国都道府県議会議長会

○七月十一日　東京都において第十九回地方制度調査委員会及び緊急臨時会並びに参与会を開催、その概要次のとおり。

第十九回地方制度調査委員会　午前十時より東京都議会第四委員会室において開議、国の地方制度調査会の審議経過並びに本委員会の今日までの経過を報告の後、列席の特別委員との間に府県制度の改革に関する意見を中心に質疑並びに意見の交換が行われ、今後の方針として近く発足する第三次地方制度調査会の動きとも照応しつつ善処することを申合せ、午後一時閉会。

緊急臨時会　午後一時五十分より東京都議会議場において開会、先づ六月七、八両日における臨時会以後の経過報告の後協議に入り地方自治法改正法案並びに地方財政再建特別措置法案に対する今後の対策については正副会長、地方制度調査委員会及び地方財政再建特別委員会正副委員長会決定の「最終的運動方法」を原案のとおり決定し、地方自治法改正案絶対反対の再確認をするとともに、この主張に賛成せぬ衆参両院議員に対しては今後あらゆる面において支持せず重大決意を有するものであることを申し合せ、「行政機構の改革に関する決議」「地方交付税率増額方についての要望」二件を採択し、午後三時十五分閉会。

参与会　午後三時半より東京都議会第四委員室において開議、議会事務局職員の併任問題について協議、議会の権限縮少の重要な一環として取り上げ反対理由書を決定、議長会の要望に対する追加資料として関係方面に提出するとともに各議長からも強く要望して貰うことを決定。

第二十二特別国会展望

第二十二特別国会は、三月十八日招集、六月三十日までの会期を三十日間延長、百三十五日間の会期を終え、七月三十日幕を閉じた。衆院で百八十五名、参院では僅かに二十三名の与党でこの特別国会を迎えた鳩山少数単独内閣は、本予算を辛うじて成立させたほかは重要法案の審議は軒並停滞の状況となつて遅々として進まず最終日七月三十日には衆院は河野農相の不信任案をめぐり、参院は国防会議法案の取扱いをめぐつて紛糾、遂に時間切れとなり、憲法調査会法案、国防会議法案、砂糖関係法案などはすべて審議未了、廃案となつた。

ここに今国会の審議の結果をまとめて見ると大略次のとおりである。

一、承認された條約

① 関税及び貿易に関する一般協定のある締約国と日本国との通商関係の規制に関する千九百五十三年十月二十四日の宣言の有効期間を延長するための議定書への署名について承認を求めるの件（条約第一号）

② 日本国とイタリヤとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件（条約第二号）

③ 日本国とメキシコ合衆国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件（条約第三号）

④ 日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件（条約第四号）

⑤ 千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件（条約第五号）

⑥ 婦人の参政権に関する条約の批准について承認を求めるの件（条約第六号）

⑦ 航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第七号）

⑧ 船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約（第八号）の批准について承認を求めるの件（条約第八号）

⑨ 海員の雇入契約に関する条約（第二十二号）の批准について承認を求めるの件（条約第九号）

⑩ 海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約（千九百三十六年の改正条約）（第五十八号）の批准について承認を求めるの件（条約第一〇号）

⑪ 船員の健康検査に関する条約（第七十三号）の批准について承認を求めるの件（条約第一一号）

⑫ 商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件（条約第一二号）

⑬ 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件（条約第一三号）

⑭ 観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件（条約第一四号）

⑮ 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認

を求めるの件（条約第一五号）

⑯ 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条約に関する議定書への署名について承認を求めるの件（条約第一六号）

⑰ 日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第一七号）

⑱ 特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第一八号）

二、予　算

① 昭和三十年度一般会計暫定予算（閣予第一号）
② 昭和三十年度特別会計暫定予算（閣予第二号）
③ 昭和三十年度一般会計暫定予算（閣予第三号）
④ 昭和三十年度一般会計予算（閣予第四号）
⑤ 昭和三十年度特別会計予算（閣予第五号）
⑥ 昭和三十年度政府関係機関予算（閣予第六号）
⑦ 昭和三十年度一般会計暫定予算補正（第1号）（閣予第七号）
⑧ 昭和三十年度特別会計暫定予算補正（特第2号）（閣予第八号）
⑨ 昭和三十年度政府関係機関暫定予算補正（機第3号）（閣予第九号）
⑩ 昭和三十年度特別会計予算補正（特第1号）

三、決　算

① 昭和二十六年度一般会計歳入歳出決算
② 昭和二十六年度特別会計歳入歳出決算
③ 昭和二十六年政府関係機関歳入歳出決算
④ 昭和二十七年度一般会計歳入歳出決算
⑤ 昭和二十七年度特別会計歳入歳出決算
⑥ 昭和二十七年政府関係機関歳入歳出決算
⑦ 昭和二十八年度一般会計歳入歳出決算
⑧ 昭和二十八年度特別会計歳入歳出決算
⑨ 昭和二十八年度政府関係機関歳入歳出決算
⑩ 昭和二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
⑪ 昭和二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書
⑫ 日本放送協会昭和二十八年財産目録、貸借対照表及び損益計算書

四、承　認　案

① 放送法第三十七条第二項の規定に基き国会の承認を求めるの件（承認第一号）
② 公営住宅法第六条第三項の規定に基き承認を求めるの件（承認第二号）
③ 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に関し承認を求めるの件（承認第三号）
④ 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（承認第四号）
⑤ 漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件（承認第五号）

五、法　律　案

第二十二特別國會提出法律案審査結果総括表

提出區分	提出法律案数	内訳 成立	内訳 参院繼續	内訳 否決	内訳 撤回	内訳 消滅	内訳 審査未了
内閣	一五〇	一三五	二	—	一	—	一二
衆院議員	七八	三五	四	五	八	一	二五
参院議員	二八	六	一二	—	四	—	六
計	二五六	一七六	一八	五	一三	一	四三

第二十二特別国会提出法律案審査経過表

内閣提出の部

提出番號	法律案名	成立月日	公布月日	法律番號
一	国営競馬特別会計法を廃止する法律	三、三一	三、三一	七
二	期限の定のある租税に関する法律につき当該期限を変更するための法律	三、三一	三、三一	八
三	自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇	三、三〇	五
四	海上保安庁法の一部を改正する法律	三、三一	四、一	一〇
五	捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇	四、五	一二
六	国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律	三、三一	三、三	六
七	農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	六、一五	七、二	四九
八	昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうるための一般会計からの繰入金に関する法律	六、一五	七、二	四七
九	漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうるための一般会計からの繰入金に関する法律	六、一五	七、二	四八
一〇	臨時通貨法の一部を改正する法律	六、一五	六、二〇	二四
一一	あへん特別会計法	六、二九	六、三〇	三一
一二	計量法等の一部を改正する法律	五、三〇	五、三一	一七
一三	ニツケル製錬事業助成臨時措置法を廃止する法律	五、二六	六、一五	二二
一四	厚生省設置法の一部を改正する法律	七、六	七、一一	六〇
一五	所得税法の一部を改正する法律	六、二九	六、三〇	三四
一六	法人税法の一部を改正する法律	六、二九	六、三〇	三五
一七	国立学校設置法の一部を改正する法律	六、二二	七、一	四四
一八	麻薬取締法の一部を改正する法律	七、七	七、一二	六五
一九	簡易生命保険法の一部を改正する法律	五、三一	六、七	一八
二〇	郵便年金法の一部を改正する法律	五、三一	六、七	一九
二一	国民金融公庫法の一部を改正する法律	七、二〇	七、二五	八八
二二	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律	七、二二	七、二九	九二
二三	中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	七、四	七、八	五四
二四	商工組合中央金庫法の一部を改正する法律	七、四	七、八	五五
二五	郵便貯金法の一部を改正する法律	五、三一	六、七	二〇
二六	郵便振替貯金法の一部を改正する法律	五、三一	六、二九	二七
二七	商法の一部を改正する法律	六、二七	六、三〇	二八
二八	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	七、三〇	八、五	一三八
二九	開拓融資保証法の一部を改正する法律	七、一四	七、一九	七三

三〇	自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	五、三〇	五、三一	一六
三一	**地方道路税法**	七、三〇	七、三〇	一〇四
三二	**地方道路譲与税法**	七、三〇	八、一	一一三
三三	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	六、二九	六、三〇	三七
三四	国税徴収法の一部を改正する法律	六、二九	六、三〇	三九
三五	砂糖消費税法	六、三〇	六、三〇	三八
三六	昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律	五、三一	五、三一	一四
三七	会計検査院法の一部を改正する法律	七、一二	八、一	一一〇
三八	毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律	七、一五	八、一二	一六二
三九	経済審議庁設置法の一部を改正する法律	七、一三	七、二〇	七四
四〇	**入場譲与税法の一部を改正する法律**	六、三〇	六、三〇	四〇
四一	租税特別措置法等の一部を改正する法律	六、二九	六、三〇	三三
四二	過度経済力集中排除法等を廃止する法律	七、一	七、二五	八七
四三	船舶積量測度法の一部を改正する法律	六、九	六、一五	二三
四四	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	六、二九	七、一	四二

四五	少年院法の一部を改正する法律	七、二五	八、五	一三五
四六	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律	七、二七	七、三〇	九九
四七	開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律	七、一三	七、二〇	七七
四八	結核予防法の一部を改正する法律	七、二二	八、一	一一四
四九	海上運送法の一部を改正する法律	七、一九	七、二五	九〇
五〇	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	六、二九	六、三〇	三〇
五一	中小企業信用保険法の一部を改正する法律	六、二五	七、五	五二
五二	行政機関職員定員法の一部を改正する法律	六、三〇	六、三〇	二九
五三	裁判所職員定員法の一部を改正する法律	七、六	七、九	五六
五四	資金運用部資金法の一部を改正する法律	七、二七	八、一	一一九
五五	資金運用部特別会計法の一部を改正する法律	七、二〇	七、二五	八六
五六	道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律	七、八	七、一五	六九
五七	建設省設置法の一部を改正する法律	六、二五	七、二三	八三
五八	日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律	七、二七	七、三〇	一〇三
五九	たばこ専売法等の一部を改正する法律	六、三〇	七、二九	九四
六〇	関税定率法等の一部を改正する法律	七、二七	七、三〇	一〇一

六一	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	七、二二	七、二九	九六
六二	自作農維持創設資金融通法	七、三〇	八、一五	一六五
六三	**日本住宅公団法**	七、六	七、八	五三
六四	総理府設置法の一部を改正する法律	六、二九	七、一一	五七
六五	**交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律**	七、三〇	八、四	一二四
六六	糸価安定特別会計法の一部を改正する法律	七、二九	八、二五	一七五
六七	労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律	七、二九	七、三〇	一〇五
六八	歯科衛生士法の一部を改正する法律	七、二九	八、一六	一六七
六九	未帰還者留守家族援護法の一部を改正する法律	七、二九	八、五	一二九
七〇	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律	七、二九	八、八	一四四
七一	繭糸価格安定法の一部を改正する法律	七、二七	八、二五	一七四
七二	**けい肺及び外傷性せき髄障害に關する特別保護法**	七、二七	七、二九	九一
七三	労働省設置法等の一部を改正する法律	六、二九	七、四	五〇
七四	住宅融資保険法	七、六	七、一一	六三
七五	外務省設置法の一部を改正する法律	六、三〇	七、一一	五八
七六	国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律	六、二九	七、一	四三

七七	自動車損害賠償責任再保険特別会計法	七、二九	八、五	一三四
七八	昭和三十年度分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律	五、三一	五、三一	一五
七九	日本専売公社法の一部を改正する法律	六、三〇	七、二九	九三
八〇	**地方交付税法の一部を改正する法律**	七、三〇	八、四	一二三
八一	自衛隊法の一部を改正する法律	七、二九	八、一	一〇七
八二	防衛庁設置法の一部を改正する法律	七、二九	八、一	一〇六
八三	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	七、二九	八、一	一一一
八四	**地方税法の一部を改正する法律**	七、三〇	八、一	一一二
八五	銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律	六、二八	七、四	五一
八六	自動車損害賠償保証法	七、二七	七、二九	九七
八七	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律	七、三〇	八、五	二三三
八八	博物館法の一部を改正する法律	七、一五	七、二二	八一
八九	特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案	審査未了		
九〇	法務省設置法の一部を改正する法律	七、六	八、一	一〇八
九一	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	六、二九	七、二	四六
九二	特殊物資納付金処理特別会計法案	審査未了		

九三	日本航空株式会社法の一部を改正する法律	七、一五	七、二二	八二
九四	失業保険法の一部を改正する法律	七、二九	八、五	一三二
九五	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	六、二三	六、二八	二五
九六	**砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案**	審査未了		
九七	恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	撤回		
九八	物品税法の一部を改正する法律	六、三〇	六、三〇	四一
九九	**日本学校給食会法**	七、三〇	八、八	一四八
一〇〇	**国防会議の構成等に関する法律案**	審査未了		
一〇一	危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律	七、二九	八、八	一四六
一〇二	健康保険法の一部を改正する法律案	審査未了		
一〇三	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律	七、二九	八、一	一一六
一〇四	厚生年金保険法の一部を改正する法律案	審査未了		
一〇五	給員保険法の一部を改正する法律案	審査未了		
一〇六	出入国管理令の一部を改正する法律	七、四	七、一二	六六
一〇七	文部省設置法の一部を改正する法律	七、六	七、一一	五九
一〇八	公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法	七、二七	八、八	一四七

一〇九	昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律	七、八	七、一五	六八
一一〇	運輸省設置法の一部を改正する法律	六、二九	七、一九	七一
一一一	労働省災害補償保険法の一部を改正する法律	七、二九	八、五	一三一
一一二	アルコール専売法の一部を改正する法律	六、二九	七、一六	七〇
一一三	**石炭鑛業合理化臨時措置法**	七、三〇	八、一〇	一五六
一一四	重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律	七、三〇	八、一〇	一五七
一一五	**地方財政再建促進特別措置法案**	継続審査		
一一六	国有財産特別措置法の一部を改正する法律	七、一三	八、一一	一五九
一一七	農林省設置法の一部を改正する法律	七、六	七、一二	六四
一一八	地方公営企業法の一部を改正する法律	七、二八	八、二六	一七八
一一九	証券取引法の一部を改正する法律	七、三〇	八、一	一二〇
一二〇	証券投資信託法の一部を改正する法律案	審査未了		
一二一	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律	七、二七	七、三〇	一〇二
一二二	大蔵省設置法の一部を改正する法律	七、一三	七、二〇	七五
一二三	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律	七、四	八、二	一二一
一二四	農業災害補償法の一部を改正する法律	七、二九	七、二九	九五

一二五	道路運送車両法の一部を改正する法律	六、一二二	六、二八	二六	
一二六	水防法の一部を改正する法律	六、二二	七、一一	六一	
一二七	接収貴金属等の処理に関する法律案	審査未了			
一二八	昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法	六、二九	七、一	四五	
一二九	**地方自治法の一部を改正する法律案**	審査未了			
一三〇	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案	審査未了			
一三一	輸出入取引法の一部を改正する法律	七、二九	八、六	一四〇	
一三二	理容師美容師法の一部を改正する法律	七、二九	八、五	一二六	
一三三	郵政省設置法の一部を改正する法律	七、六	七、一九	七二	
一三四	**愛知用水公団法**	七、三〇	八、六	一四一	
一三五	歯科技工法	七、二九	八、一六	一六八	
一三六	日本海外移住振興株式会社法	七、二九	八、五	一三九	
一三七	繊維製品品質表示法	七、二七	八、一五	一六六	
一三八	余剰農産資金融特別会計法	七、二七	七、三〇	一〇〇	
一三九	関税定率法の一部を改正する法律	七、二七	八、九	一五〇	
一四〇	**地方公務員法の一部を改正する法律案**	継続審査			
一四一	通商産業省設置法の一部を改正する法律	七、二五	八、一	一〇九	
一四二	石油資源開発株式会社法 〃	七、二八	八、九	一五二	
一四三	石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律	七、二八	八、九	一五一	
一四四	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律	七、二二	八、一	一一八	
一四五	あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律	七、二九	八、一二	一六一	
一四六	**農地開発機械公団法**	七、三〇	八、六	一四二	
一四七	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	七、三〇	八、二七	一七九	
一四八	**北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律**	七、二七	七、三〇	九八	
一四九	昭和三十年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律	七、三〇	八、九	一四九	
一五〇	金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案	審査未了			

衆議院議員提出の部

提出番號	法律案名	成立月日	公布 月日	法律番號
一	国有林野整備臨時措置法の一部を改正する法律案	否決		
二	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
三	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	審査未了		

四	健康保険法等の一部を改正する法律案	撤回			
五	健康保険法等の一部を改正する法律案	撤回			
六	昭和三十年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案	審査未了			
七	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	五、三一	五、三一	一三	
八	**地方交付税法の一部を改正する法律案**	審査未了			
九	銀行法の一部を改正する法律案	審査未了			
一〇	所得税法の一部を改正する法律案	審査未了			
一一	租税特別措置法の一部を改正する法律	六、二九	六、三〇	三二	
一二	登録税法の一部を改正する法律	六、二九	七、一一	六二	
一三	農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律	七、一五	七、一三	六七	
一四	**賣春等処罰法案**	否決			
一五	国民健康保険法の一部を改正する法律案	撤回			
一六	国民健康保険法の一部を改正する法律案	撤回			
一七	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	撤回			
一八	百貨店法案	審査未了			
一九	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律	七、一二	七、二〇	七八	

二〇	下請関係調整法案	審査未了			
二一	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案	撤回			
二二	地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律	審査未了			
二三	風俗営業取締法の一部を改正する法律	七、一五	七、二〇	七六	
二四	中小企業安定法の一部を改正する法律	七、二七	八、一六	一六九	
二五	在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律	七、一三	七、二二	七九	
二六	**國土開発縦貫自動車道建設法案**	継続審査			
二七	市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案	撤回			
二八	恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	七、二七	八、八	一四三	
二九	酒税法の一部を改正する法律案	審査未了			
三〇	養ほう振興法	七、二九	八、二七	一八〇	
三一	**憲法調査会法案**	審査未了			
三二	警察法の一部を改正する法律案	消滅			
三三	財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律	七、一三	七、二二	八〇	
三四	関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	六、三〇	六、三〇	三六	
三五	健康保険法等の一部を改正する法律案	否決			

三六	国民健康保険法の一部を改正する法律	七、二二	八、一		一一五
三七	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律	七、一五	七、二三		八四
三八	教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律	七、一五	七、二五		八五
三九	覚せい剤取締法の一部を改正する法律	七、二九	八、二〇		一七一
四〇	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	七、二九	八、五		一三六
四一	台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案	審査未了			
四二	市町村職員共済組合法の一部を改正する法律	七、二九	八、二六		一七七
四三	砂利採取法案	継続審査			
四四	輸出品取締法の一部を改正する法律	七、二〇	七、二五		八九
四五	裁判所法の一部を改正する法律案	審査未了			
四六	日本電信電話公社法の一部を改正する法律案	継続審査			
四七	森林法の一部を改正する法律	七、二二	八、一		一一七
四八	水産業協同組合法の一部を改正する法律	七、二二	八、二〇		一七二
四九	臨時石炭鉱業安定法案	否決			
五〇	ガスの普及に関する臨時措置法案	審査未了			

五一	運輸省設置法の一部を改正する法律	七、三〇	八、一〇		一五三
五二	医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	七、三〇	八、八		一四五
五三	奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案	撤回			
五四	接収不動産に関する借地借家臨時処理法案	継続審査			
五五	地方財政法の一部を改正する法律案	審査未了			
五六	クリニング業法の一部を改正する法律	七、三〇	八、一〇		一五四
五七	戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律	七、三〇	八、一〇		一五八
五八	地方財政の整備に関する特別措置法案	否決			
五九	昭和三十年度において償還すべき地方債の元金償還金の償還等の特例に関する法律案	審査未了			
六〇	**北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案**	審査未了			
六一	昭和三十年度六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案	審査未了			
六二	株式会社科学研究所法	七、二七	八、一一		一六〇
六三	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律	七、二九	八、一三		一六四
六四	母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	七、三〇	八、五		一二八
六五	私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律	七、二九	八、五		一三〇
六六	国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了			

六七	百貨店法案	審査未了		
六八	昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律	七、三〇	八、五	一三七
六九	砂糖価格安定法案	審査未了		
七〇	労働者福利共済団体法案	審査未了		
七一	国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案	審査未了		
七二	奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律	七、二九	八、一三	一六三
七三	北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律	七、三〇	八、三	一二二
七四	弁護士法の一部を改正する法律	七、三〇	八、一〇	一五五
七五	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	七、三〇	八、一七	一七〇
七六	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
七七	昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律	七、三〇	八、二六	一七六
七八	地方交付税法の一部を改正する法律案	審査未了		

参議院議員提出の部

提出番號	法律案名	成立月日	公布 月日	公布 法律番號
一	町村合併促進法の一部を改正する法律	三、三一	四、一	一一
二	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	三、三一	四、一	九
三	珪肺法案	撤回		
四	労働基準法の一部を改正する法律案	撤回		
五	国設住宅法案	継続審査		
六	日本分譲住宅公社法案	継続審査		
七	日本分譲住宅公社法案	継続審査		
八	競馬法の一部を改正する法律	六、九	六、一四	二一
九	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	継続審査		
一〇	国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
一一	国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案	審査未了		
一二	恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
一三	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
一四	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案	継続審査		
一五	狩猟法の一部を改正する法律案	審査未了		
一六	女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案	撤回		

一七	女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案	撤回			
一八	優生保護法の一部を改正する法律	七、三〇八、五	八、二二	一二七	
一九	建築士法の一部を改正する法律	七、二五	八、二二	一七三	
二〇	公共企業体職員共済組合法案	継続審査			
二一	社会福祉事業等の施設に関する法律案	継続審査			
二二	建設業法の一部を改正する法律案	継続審査			
二三	女子教育職員の産前産後の休暇中における正常な実施の確保に関する法律	七、三〇八、五		一二五	
二四	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了			
二五	**公職選挙法の一部を改正する法律案**	継続審査			
二六	幼児誘拐等処罰法案	継続審査			
二七	調理改善法案	継続審査			
二八	中央卸売市場法の一部を改正する法律案	継続審査			

三十年度地方財政運営の合理化について自治廳通達

自治庁では地方財政再建促進特別措置法案が継続審議になつたことなどによつて三十年度の地方財政の運営は非常な困難が予想されるので、地方団体に対し財政運営について次のように通達した。

昭和三十年度地方財政の運営についての依命通達

（昭和三〇、八、一五自乙財発第四五号自治庁次長）

今般第二十二特別国会の終了により、本年度地方財政に対する諸措置が一応の確定をみたのであるが、累積する赤字の下において地方財政の将来が危惧せられる現状に鑑み、昭和三十年度地方財政の運営に当つては、客年十二月自乙財第六十三号自治庁次長通達「明年度予算の編成について」による外、なお、特に以下各項に充分御留意の上、その健全性の確保について遺憾のないよう措置せられたい。

右命により通達する。

おつて、本通達の趣旨を、管下市町村に速やかに通知の上その徹底を図られたい。

記

第一　基本的事項

一　昭和三十年度においても、わが国経済自立の基礎を培うため、財政経済の諸施設において、インフレの要因となるべきものは極力これを排除し、国、地方を通じて財政規模の合理的縮減を図ることが予算編成及び財政運営の基調とせられ、本年度地方財政計画もまたこの基本方針に則り、策定されているが、各地方団体においても、右地方財政計画の内容を充分参酌の上、この際財政の既定規模に全面的な再検討を加え、税収入等自己財源の確保を図るとともに、新規経費の増嵩を抑制し、財政構造の徹底的合理化を図られたいこと。

二　最近地方団体においては、今国会における議員提案による、地方交付税法の

税率引上に関する法律案の提案に関連し、慢然本年度中における地方交付税の税率改訂を期待し、財政運営の困難を地方交付税の水増により回避しようとする兆が散見されるが、前記法律案は、いずれも不成立となつたものであり、且つまた、地方交付税制度の本旨に鑑み、このような安易な態度をとることは極力これを戒め、この際改めて、財政収支を再検討し、進んで歳出の削減に努力されたいこと。

三　特に地方債を財源とする事業の計画及び執行に当つては、公債費累増の傾向に鑑み、公債費の増加が将来の財政に及ぼす影響に充分考慮を払い、慎重に取扱うこと。

四　地方財政の窮乏打開については、国、地方相ともに協力してその原因を分析検討し、これが芟除に努力を重ねるべきものであることはいうまでもないところであり、政府においても、国、地方を通ずる給与実態調査を始めとし、地方行財政制度の改正、町村合併の促進及び合併町村の育成、国庫補助負担金の合理化、地方財政計画の修正等地方財政の健全性を確保する方途を検討し、可及的速やかにこれらを実施するよう努力を重ねているが、地方団体においても今後とも健全財政運営の基本方針を堅持するは勿論、この際進んで、長期的な見通しに立つて可及的に、その財政構造の合理化に努め、弾力性の回復に努められたいこと。

五　既に生じている赤字を整理するための対策として予定された「地方財政再建促進特別措置法案」は、遺憾ながら今国会においては成立を見るに至らず、参議院において継続審査されることとなつたのであるが、財政再建債として予定された一一〇億円の政府資金は別紙の通り本法案の早期成立を期待し、これを留保するとともに、自主的再建整備を推進するため、財政再建計画を樹立しこれを誠実に実行する団体に対しては財政調整資金の融通について可及的に便宜を与えることとせられたので、多額の赤字を生じている団体にあつては、この際自ら進んで財政の再建に関する長期計画を策定して強力にこれが推進を図り、速やかに赤字を解消する基礎を確立することは勿論、既に自主的再建計画を樹立し実行している団体においても、更にその財政再建計画を再検討し、財政の再建を推進されたいこと。

六　合併新市町村にあつては、特にその財政の運営に留意し、財政運営の基調を財政力の涵養に置くとともに、新市町村建設計画の樹立及び実施に当つては、その財政状況を慎重に考慮し、進んで消費的経費の節減を断行し、財政構造を合理化して、新市町村発展の基盤を醸成すること。なお、合併の進行に伴い、中央においても、積極的にこれが育成強化に当る方針であるから、合併市町村はもとより道都府県においても、全力を挙げてこれに当られたいこと。

七　地方財政の現況に鑑み、地方財政再建促進特別措置法案においても、寄附金及び分担金について積極的に規制の方途が講じられているのであるが、本法案の成立をまつまでもなく、特に本年度の財政運営に当つては、地方財政法の精神に則り、毅然として、その自律性を保持し、国の緊縮予算のしわよせ等を排除するとともに、特に財政面を通じての施策の総合統制に意を用いられたいこと。

第二　歳入に関する事項

一　地方税及び譲与税については、今殷相当広汎にわたり、改正が行われたのであるが、昭和三十年八月自乙府発第四七号「地方税法及び同法施行に関する取扱についての依命通達（道府県税関係）の一部改正について」自乙市発第三三号通達「地方税法及び同法施行に関する取扱についての依命通達（市町村税関係）の一部改正について」並びに別途送付する税収入額算定基礎資料を参照の上可及的増収を図るとともに、課税物件の捕捉の徹底、及び徴税の厳正適実を期するとともに、税の徴収に当つては、計画的徴税に努め、滞納の整理に努力し、特に新規滞納の発生の防止に意を用いられたいこと。

二　地方交付税のうち普通交付税については、現在算定中の額を見込むことは勿論であるが、特別交付税については、その本質に鑑み、前年度の実績を基礎として交付額を期待するが如きことは厳に慎まれたいこと。

三　国庫支出金については、既に送付した「昭和三十年度地方公共団体に対する普通補助金等調（昭和三十年度五月十二日）」、昭和三十年度地方財政計画における公共事業費調及び「国会修正に伴う国庫補助経費に関する調（昭和三十年六月八日）」を参照し、昭和二十九年度の実績をも勘案の上その交付額を見込むものとするが、特に左の点に留意されたいこと。

1　国庫補助負担金については、本年度においては相当程度の補助負担金の中止又は、補助負担率の変更が行われているものがあるので充分注意すること。

2　「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の制定により、補助金等の交付を受け、その執行を行う場合における厳正な取扱いが要求されるとともに、その違反に対しては罰則が科せられることとなつているので、これが取扱の適正化について一層の注意を払うとともに、国庫補助負担金の交付を受けるに当つては、単価及び認証事業量の適否等について厳格な検討を加え、自らの財政力の範囲内において執行し得る最も有効適切なる事業のみを取捨選択し、継足事業等に対する経費の支出を余儀なくされ、自ら法律違反の素因を形成するがごとき事態を生ぜしめないよう、厳に注意すること。

四　地方債については、昭和三十年度地方債許可方針及び地方債計画を参照の上左の諸点に留意すること。

1　単独事業分及び公営企業分については、現在内定をみている許可予定額の限度においてこれを見込むものとし、あるいは追加許可を予定し、不確定な基礎に立つて事業を執行することのないよう留意すること。

2　一般補助事業分については、地方負担額に対する昭和二十九年度の地方債充当率及び、本年度の標準税収入見込額並びに地方債計画における充当率の変動を勘案してこれを修正し、当該率を地方負担額に乗じて得た額の範囲内において許可予定額を見込むものとし、この額を基礎とした自己の負担可能限度以内において、補助事業の効率的施行を行うごとく努めること。

3　本年度の地方債にも、相当額の公募債が含まれているので、その消化については特に努力を払い、消化見込の乏しいものについては、速やかにその旨を申出るとともに、事業を抑制するごとく努めること。

五　雑収入については、極力その増収を期することとするが、住民に対し事実上租税類似の寄附金の強制を行い、又は国と府県市町村間の正常な負担関係をみだるがごとき寄附金、負担金の計上はこれを慎まれたいこと。

第三　歳出に関する事項

一　歳出の節減については、本年度地方財政計画においては、国の経費節減方針に呼応して、旅費経常物件費等について昨年度に比し一五%の節減を見込むほか、単独事業においても大巾の節約が見込まれているのであり、更に行政機構の簡素合理化及び昨年度閣議決定された行政整理の遂行等が見込まれているのであるから、これらの経費節減の達成になお一層の努力をされたいこと。

二　地方自治法の一部改正法案及び地方公務員法の一部改正法案も遺憾ながら成立をみるに至らなかつたのであるが、機構及び事務の簡素合理化については、自主的に現行法の許す範囲において、これを行い、経費の合理化に努めること。なお、これらの措置に関し万一中央各省より圧力を加えるが如き事態が起つた場合においては、速やかに連絡されたいこと。

三　給与費については、その増嵩が地方財政窮乏の直接的な原因の一つであることに鑑み、目下実施中の給与実態調査の結果の判明をまつてその合理化の方途及び財源措置等が考慮される見込であるが、給与費の性格にかんがみ、これらの措置の決定を見るまでもなく、進んでその合理化を図るよう努力されたいこと。なお、合併新市町村の合併後における給与額の決定に当つては、国家公務員等との均衡をも考慮の上、勤務地手当その他について不必要な給与費の増加を招来することのないよう留意すること。

四　国庫補助負担事業中、法令の規定による義務費に属さないものについては、自己の財政力の慎重な検討の上に立つて、特に厳密な取捨選択を行い、自己の負担力の限度内において実施し、漫然地方債の発行に依存するが如きことのないよう留意すること。

五　国庫補助事業、特に災害復旧事業費について不正の手段により国庫補助金を獲得し、あるいは故意に補助条件に違背して自らの負担額を免れるような事例が発生するときは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定に違反したものとして罰則の適用をうけるのみならず、他の地方団体一般に対しても著しい迷惑を及ぼすものであるから、かかることのないよう充分戒心されたいこと。

地方財政再建促進特別措置法案の成立遅延等に伴い当面措置すべき事項について

（八月五日閣議了解）

地方財政再建促進特別措置法案の成立遅延等に伴い、地方財政の窮状を打開し、その再建を促進するため、差し当り左の通り措置するものとする。

一　地方交付税の繰上概算交付

八月における地方団体の資金繰りを緩和するため、九月に交付すべき地方交付税のうち半額程度を八月上旬に概算交付するものとすること。

二　国庫補助負担金の交付の促進

国庫補助負担金の支出状況は、本年七月二十日現在において第一・四半期及び第二・四半期の支払計画に対し漸く四割五分程度が支出済となつているにすぎないが、地方財政の資金事情に鑑み、過年度災害復旧費に対する国庫負担金等について、その未払分をすみやかに支出するものとすること。

三　国庫補助負担金の決定の促進

地方団体の財政運営の健全化に資するため、国庫補助負担金の額については、出来る限りすみやかに決定を行うとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の趣旨にも鑑み、その決定に当つては、単価の適正化に充分配意し、いやしくも継足し事業を行わしめるが如きことのないようにすること。

四　地方団体に対する資金措置

(イ)　地方財政再建債に予定した政府資金一一〇億円は、本法案の早期成立を期待し、一般地方債等他に流用せず留保すること。

(ロ)　自主的に実行可能な財政再建計画を樹立し、誠実に実行している団体に対する財政調整資金の融通については特に考慮すること。

地方交付税8月繰上交付額

自治庁は地方財政再建促進特別措置法案の不成立に伴う措置の一環として九月に交付すべき地方交付税を八月に繰上げ交付することになり大蔵省と折衝していたが、八月三日次のよう交付決定された。

昭和30年度地方交付税8月交付額　（單位百万円）

都道府県名	都道府県分	市町村分
北海道	1,430	673
青森	335	158
岩手	379	172
宮城	356	144
秋田	420	184
山形	358	154
福島	453	191
茨城	341	141
栃木	261	66
群馬	273	71
埼玉	269	94
千葉	323	113
東京	—	27
神奈川	—	29
新潟	490	202
富山	186	56
石川	199	62
福井	187	58
山梨	209	75
長野	468	177
岐阜	244	92
静岡	177	82
愛知	60	47
三重	187	74
滋賀	133	35
京都	114	43
大阪	—	45
兵庫	168	93
奈良	142	35
和歌山	173	75
鳥取	161	50
島根	212	84
岡山	258	100
広島	254	117
山口	176	57
徳島	209	75
香川	184	77
愛媛	253	99
高知	216	77
福岡	269	112
佐賀	199	55
長崎	220	95
熊本	301	121
大分	236	78
宮崎	201	61
鹿児島	414	184
合計	12,098	4,910

地方道路譲与税8月譲与額

自治庁では8月16日、昭和30年度地方道路譲与税の8月分譲与額3,282百万円を都道府県5大市に譲与した。

各団体に対する譲与額は30年度の道路面積が明かでないため29年度の揮発油譲与税のうちヒセ付きでない31億円の各団体に対する譲与額に按分した額とすることとなつた、各団体に対する譲与額は次のとおり。

地方道路譲与税8月譲与額

都道府県	昭和29年度揮発油譲与税のうち31億円分の譲与税	昭和30年8月において譲与する地方道路譲与税譲与金額
北海道	163,583,363	171,988,286
青森	68,923,366	72,464,653
岩手	59,262,728	62,307,650
宮城	60,717,184	63,836,837
秋田	56,447,179	59,347,438
山形	56,805,957	59,724,650
福島	84,303,729	88,635,260
茨城	78,658,884	82,700,382
栃木	69,389,522	72,954,760
群馬	57,536,093	60,492,301
埼玉	52,353,331	55,043,248
千葉	75,334,727	79,205,430
東京	266,804,409	280,512,835
神奈川	67,578,916	71,051,125
新潟	81,076,227	85,241,928
富山	32,752,056	34,434,859
石川	39,843,488	41,890,649
福井	31,636,343	33,261,820
山梨	28,850,095	30,332,415
長野	72,537,586	76,264,571
岐阜	60,708,464	63,827,668
静岡	67,511,518	70,980,264
愛知	100,744,435	105,920,690
三重	42,755,813	44,952,609
滋賀	40,170,444	42,234,404
京都	43,375,396	45,604,026
大阪	75,332,046	79,202,611
兵庫	97,090,811	102,079,343
奈良	25,284,619	26,583,744
和歌山	40,449,101	42,527,378
鳥取	26,506,738	27,868,656
島根	50,570,660	53,168,984
岡山	51,665,570	54,320,150
広島	61,088,509	64,227,240
山口	65,404,190	68,764,661
徳島	31,589,317	33,212,378
香川	28,646,492	30,118,350
愛媛	40,123,094	42,184,621
高知	32,626,052	34,302,381
福岡	93,530,943	98,336,568
佐賀	31,648,421	33,274,519
長崎	34,679,719	36,461,565
熊本	66,795,443	70,227,397
大分	57,438,010	60,389,178
宮崎	51,545,910	54,194,342
鹿児島	72,147,312	75,854,245
横浜	40,772,229	42,867,109
名古屋	51,054,169	53,677,335
京都	47,758,862	50,212,715
大阪	50,823,729	53,435,055
神戸	37,766,801	39,707,261
合計	3,122,000,000	3,282,408,544

昭和30年度地方債承認額

大蔵省では8月19日、昭和30年地方債（都道府県及び五大市分病院、交通、市場事業等の起債）を次のように承認した。

昭和30年度地方債事業別承認額

（単位百万円）

団体名	事業別	起債額	資金區分 簡保資金	資金區分 公募債
北海道	病院事業	80	40	40
岩手県	同	20	10	10
秋田県	同	50	25	25
山形県	同	35	20	15
新潟県	同	23	13	10
東京都	交通事業	400	—	400
横浜市	同	130	—	130
岐阜県	病院事業	20	10	10
三重県	同	40	20	20
名古屋市	交通事業	530	330	200
同	卸売市場	45	—	45
和歌山県	病院事業	45	25	20
京都市	交通事業	150	—	150
同	卸売市場	40	—	40
大阪市	交通事業	270	—	270
神戸市	病院事業	60	—	60
同	交通事業	100	—	100
同	卸売市場	48	—	48
佐賀県	病院事業	50	30	20
長崎県	交通事業	25	10	15
大分県	病院事業	65	35	30
宮崎県	病院事業	50	30	20
合計		2,276	598	1,678

都道府県一般単獨、公営企業起債許可

自治庁では8月10日30年度地方起債のうち都道府県、5大市分の一般単独事業、公営企業に対する起債11,832百万円（うち公募6,273百万円）を許可した。なお港湾整備事業に対する起債770百万円は来週閣議決定のうえ許可される予定である。

11,832百万円の内訳は一般単独4,456百万円、病院538百万円、市場133百万円、水道5,100百万円、交通1,605百万円である。

一般単独事業の30年度の枠は100億円であるが、今回配分された4.456百万円のほかに、来週閣議決定をえて許可される予定の港湾整備事業770百万円と東京都、大阪府に対する保留分5億円を差引いた残額43億円が市町村分となる予定である。

水道事業の総枠は110億円であり、今回の大規模水道に対する配分額51億円の残り59億円は中小水道事業に予定されている。また交通事業分の残り5億円は中小都市分に予定されている。

昭和30年度都道府県、五大市一般單獨、公営企業
起債許可予定額一覧表

（単位百万円）

団体	一般單獨事業 許可予定額	一般單獨事業 内公募額	病院事業 許可予定額	病院事業 内公募額
北海道	800	320	80	40
青森	55	10	—	—
岩手	37	—	20	10
宮城	41	20	—	—

秋田	40	15	50	25
山形	60	20	35	15
福島	10	—	—	—
茨城	60	25	—	—
栃木	65	30	—	—
群馬	65	30	—	—
埼玉	70	35	—	—
千葉	50	30	—	—
東京	—	—	—	—
神奈川	87	50	—	—
新潟	40	15	23	10
富山	52	20	—	—
石川	50	10	—	—
福井	57	20	—	—
山梨	40	10	—	—
長野	60	25	—	—
岐阜	95	40	20	10
静岡	85	50	—	—
愛知	90	50	—	—
三重	40	—	40	20
滋賀	55	20	—	—
京都	50	20	—	—
大阪	—	—	—	—
兵庫	80	40	—	—
奈良	50	20	—	—
和歌山	55	25	45	20
鳥取	45	15	—	—
島根	56	10	—	—
岡山	190	110	—	—
広島	230	110	—	—
山口	40	5	—	—
徳島	—	—	—	—
香川	120	70	—	—
愛媛	20	10	—	—
高知	35	20	—	—
福岡	110	60	—	—
佐賀	40	10	50	20
長崎	25	—	—	—
熊本	70	20	—	—
大分	71	30	65	30
宮崎	20	—	50	20
鹿児島	70	15	—	—
名港組合	—	—	—	—
横浜市	250	70	—	—
名古屋市	150	110	—	—
京都市	135	90	—	—
大阪市	210	170	—	—
神戸市	230	150	60	60
計	4,456	2,025	538	280

(注) 本表は港湾整備事業に対する起債を含まないことであること。

昭和30年度地方債一般單獨事業起債許可予定額一覧表

(単位百万円)

団体名	費目	事業名	許可予定額	内公募額
北海道	教育費	高等学校増改築費	105	20
	同	医科大学建築費	40	—
	普通土木費	道路局部改良費	60	60
	同	道路開さく事業費	40	40
	同	道路改良事業費	50	—
	同	永久橋架換事業費	90	—
	同	河川改修事業費	15	—
	同	港湾簡易工事費	60	60
	同	土木機械整備費	40	40
	同	港湾機械整備費	15	—
	農業土木費	道営小規模土地改良事業費	60	50
	同	農業機械整備費	25	—
	社会及び労働施設費	職業補導所建築費	15	—
	同	母子福祉資金貸付金	20	—
	産業経済費	酪農振興施設費	55	—
	同	農業試験所整備費	20	20
	同	種畜購入費	30	30
	同	浅海増殖施設費	30	—
	その他	支庁舎改築費	30	—
	計		785	320
青森	教育費	高等学校改築費	45	10
	普通土木費	道路橋梁改良費	10	—
	計		55	10
岩手	教育費	県立学校整備費	12	—
	普通土木費	道路橋梁費	25	—
	計		37	—
宮城	教育費	高等学校改築費	15	—
	普通土木費	道路橋梁改良費	26	20
	計		41	20
秋田	教育費	高校建築費	15	15
	普通土木費	道路橋梁改良費	25	—
	計		40	15
山形	教育費	高等学校改築費	20	10
	普通土木費	道路橋梁事業費	30	10
	同	通常砂防事業費	10	10
	計		60	20
福島	普通土木費	道路橋梁改良費	10	—
茨城	教育費	高等学校整備費	25	15
	普通土木費	橋梁架換費	25	—
	同	道路局部改良費	10	10
	計		60	25
栃木	教育費	高等学校建築費	40	30
	普通土木費	橋梁架換費	25	—
	計		65	30
群馬	教育費	高等学校建築費	14	—
	普通土木費	道路橋梁事業費	41	20
	戦災復興費	県庁舎戦災復旧費	10	10
	計		65	30
埼玉	教育費	川越工業高校改築費	15	15
	普通土木費	道路橋梁改良費	45	20
	同	治水堤防費	10	—
	計		70	35
千葉	教育費	高等学校改築費	20	—
	普通土木費	道路橋梁改良費	30	30
	計		50	30
神奈川	教育費	平塚ろう学校建築費	10	—

	普通土木費	道路特別整備費	50	50
	戦災復旧費	県立高校戦災復旧費	27	—
	計		87	50
新潟	教育費	高等学校整備費	10	—
	普通土木費	道路橋梁改良費	30	15
	計		40	15
富山	普通土木費	道路改良事業費	52	20
石川	教育費	高等学校改築費	20	10
	普通土木費	道路橋梁事業費	30	—
	計		50	10
福井	教育費	高等学校建築費	42	20
	普通土木費	道路橋梁費	15	—
	計		57	20
山梨	教育費	高等学校整備費	20	10
	普通土木費	道路橋梁事業費	20	—
	計		40	10
長野	教育費	大町南高校建築費	20	20
	普通土木費	道路改良費	10	—
	同	橋梁架換費	20	5
	同	災害防除費	10	—
	計		60	25
岐阜	普通土木費	永久橋整備費	75	20
	同	道路改良費	20	20
	計		95	40
静岡	教育費	高等学校改築費	25	—
	普通土木費	道路橋梁事業費	60	50
	計		85	50
愛知	教育費	高等学校整備費	20	20
	普通土木費	道路新設改良費	30	30
	同	橋梁新設改良費	40	—
	計		90	50
三重	教育費	県立学校整備費	17	—
	普通土木費	道路橋梁改良費	23	—
	計		40	—
滋賀	教育費	高等学校整備費	10	10
	普通土木費	道路整備費	35	10
	同	災害防除施設事業費	10	—
	計		55	20
京都	教育費	高等学校建築費	40	20
	普通土木費	道路橋梁改良費	10	—
	計		50	20
兵庫	教育費	高等学校改築費	30	20
	普通土木費	橋梁架換費	40	20
	同	地方開発道路改良費	10	—
	計		80	40
奈良	教育費	高等学校増改築費	20	20
	普通土木費	道路橋梁事業費	30	—
	計		50	20
和歌山	教育費	高等学校新増築費	10	10
	普通土木費	道路新設改良費	35	15
	同	橋梁架換費	10	—
	計		55	25
鳥取	教育費	高等学校建築費	21	10
	普通土木費	道路橋梁改修費	24	5
	計		45	15
島根	普通土木費	道路橋梁改良費	46	—
	産業経済費	水産試験場施設費	10	10
	計		56	10
岡山	その他	庁舎戦災復旧費	190	110
広島	その他	庁舎戦災復旧費	220	110
	普通土木費	橋梁架換事業費	10	—
	計		230	110

山口	教育費	高等学校改築費	20	5
	普通土木費	道路改良費	10	—
	産業経済費	水産指導船建造費	10	—
	計		40	5
香川	その他	県庁舎復旧費	120	70
愛媛	教育費	高等学校改築費	10	10
	社会及び労働施設	母子福祉資金貸付金	10	—
	計		20	10
高知	教育費	高等学校増改築費	20	20
	普通土木費	道路改良費	15	—
	計		35	20
福岡	教育費	高等学校改築費	55	35
	普通土木費	道路橋梁改良費	30	10
	同	砂防事業費	10	—
	産業経済費	水産指導船建造費	15	15
	計		110	60
佐賀	教育費	高等学校改築費	20	—
	普通土木費	道路改良事業費	10	—
	産業経済費	漁業取締船建造費	10	10
	計		40	10
長崎	普通土木費	道路橋梁整備費	15	—
	社会及び労働施設費	母子福祉資金貸付金	10	—
	計		25	—
熊本	教育費	高等学校建築費	26	—
	普通土木費	道路橋梁改良費	44	20
	計		70	20
大分	教育費	高等学校整備費	24	10
	普通土木費	道路橋梁改良費	47	20
	計		71	30
宮崎	普通土木費	防災対策事業費	10	—
	同	道路改良事業費	10	—
	計		20	—
鹿児島	教育費	県立大学施設整備費	40	—
	その他	県庁舎復旧費	30	15
	計		70	15
横浜市	保健衛生費	第一期下水道事業費	70	70
	普通土木費	道路整備事業費	40	—
	同	橋梁架換事業費	10	—
	その他	助成公社貸付金	130	—
	計		250	70
名古屋市	保健衛生費	下水道事業費	75	75
	同	汚物処理場復旧費	30	10
	普通土木費	橋梁改良費	20	—
	その他	区役所改築費	25	25
	計		150	110
京都市	保健衛生費	下水道整備費	35	35
	同	塵芥焼却場整備費	15	15
	普通土木費	疎開跡地整備費	55	40
	同	疎開跡地街路整備費	20	—
	同	生産街路整備事業費	10	—
	計		135	90
大阪市	保健衛生費	下水道事業費	130	130
	同	火葬場改築事業費	40	40
	普通土木費	水害対策事業費	40	—
	計		210	170
福戸市	保健衛生費	下水道事業費	30	30
	その他	総合庁舎建築費	200	120
	計		230	150

昭和30年度都道府県、5大市公営企業起債許可予定額一覧表

(単位百万円)

団体名	費目	事業名	許可予定額	内公募額
北海道	病院事業費	中央病院建設事業	80	40
岩手	同	県立病院建設事業	20	10
秋田	同	同	50	25
山形	同	県立新庄病院建設事業	35	15
岐阜	同	県立医大附属病院建設事業	20	10
三重	同	同	40	20
和歌山	同	同	45	20
佐賀	同	県立病院建設事業	50	20
大分	同	同	65	30
宮崎	同	同	50	20
新潟	同	新発田二の丸病院建設事業	23	10
長崎	交通事業費	車両購入費	25	15
	計		503	235
名古屋市	その他企業費	中央卸売市場整備費	45	45
京都市	同	同	40	40
神戸市	同	同	48	48
同	病院事業費	中央市民病院建設事業	60	60
	計		193	193

昭和30年度大規模上水道事業起債許可予定額一覧表

(単位百万円)

団体名	費目	許可予定額	内公募額
東京都	上水道事業費	2,550	1,500
名古屋市	同	200	100
京都市	同	100	50
大阪市	同	600	400
神戸市	同	200	100
川崎市	同	150	70
大阪府	同	100	100
阪神上水道組合	同	700	150
北九州上水道組合	同	500	100
計		5,100	2,570

昭和30年度6大都市交通事業起債許可予定額一覧表

(単位百万円)

団体名	費目	許可了定額	内公募額
東京都	交通事業費	400	400
横浜市	同	130	130
名古屋市	同	530	200
京都市	同	150	150
大阪市	同	270	270
神戸市	同	100	100
計		1,580	1,250

入場譲与税第一・四半期分交付額

自治庁は第一・四半期分の入場譲与税を6月21日（第一回分……本年4月及び5月において収納した入場税の収入額の10分の9に相当する額を18億円と概算したもの）、7月28日（第二回分……「入場譲与税法の一部を改正する法律案」の成立に伴う精算分と6月における収入額との合計額）の二回において次の表の如く交付した。

入場譲与税（第一・四半期分）配分額（単位円）　（昭和30.8.22）

都道府県	人口総数	第一回譲与金	第二回譲与金	合計
北海道	4,295,567	92,706,052	71,582,197	164,288,249
青森	1,282,867	27,686,574	21,377,955	49,064,529
岩手	1,346,728	29,064,809	22,442,148	51,506,957
宮城	1,663,442	35,900,066	27,719,934	63,620,000
秋田	1,309,031	28,251,240	21,813,957	50,065,197
山形	1,357,347	29,293,987	22,619,105	51,913,092
福島	2,062,394	44,510,167	34,368,150	78,878,317
茨城	2,039,418	44,014,304	33,985,274	77,999,578
栃木	1,550,462	33,461,755	25,837,212	59,298,967
群馬	1,601,380	34,560,657	26,685,720	61,246,377
埼玉	2,146,445	46,324,139	35,768,793	82,092,932
千葉	2,139,037	46,164,261	35,645,345	81,809,606
東京	6,277,500	135,479,726	104,609,529	240,089,255
神奈川	2,487,665	53,688,279	41,454,952	95,143,231
新潟	2,460,997	53,112,736	41,010,551	94,123,287
富山	1,008,790	21,771,500	16,810,680	38,582,180
石川	957,279	20,659,800	15,952,291	36,612,091
福井	752,374	16,237,583	12,537,712	28,775,295
山梨	811,369	17,510,801	13,520,817	31,031,618
長野	2,060,831	44,476,435	34,342,104	78,818,539
岐阜	1,542,712	33,294,497	25,708,165	59,002,662
静岡	2,471,472	53,338,805	41,185,109	94,523,914
愛知	3,392,411	73,214,323	56,531,823	129,746,146
三重	1,461,197	31,535,256	24,349,682	55,884,938
滋賀	861,180	18,585,811	14,350,878	32,936,689
京都	1,832,934	39,558,008	30,544,383	70,102,391
大阪	3,857,047	83,242,002	64,274,611	147,516,613
兵庫	3,309,935	71,434,343	55,157,426	126,591,769
奈良	763,883	16,485,967	12,729,501	29,215,468
和歌山	982,113	21,195,763	16,366,130	37,561,893
鳥取	600,177	12,952,898	10,001,471	22,954,369
島根	912,645	19,696,519	15,208,501	34,905,020
岡山	1,661,099	35,849,500	27,680,889	63,530,389
広島	2,081,873	44,930,559	34,692,752	79,623,311
山口	1,540,882	33,255,001	25,677,569	58,932,570
徳島	878,511	18,959,846	14,639,685	33,599,531
香川	946,022	20,416,854	15,764,702	36,181,556
愛媛	1,521,878	32,844,861	25,360,883	58,205,744
高知	873,874	18,859,771	14,562,413	33,422,184
福岡	3,530,169	76,187,388	58,827,450	135,014,838
佐賀	945,082	20,396,567	15,749,037	36,145,604
長崎	1,645,492	35,512,673	27,420,811	62,933,484
熊本	1,827,582	39,442,502	30,455,196	69,897,698
大分	1,252,999	27,041,969	20,880,229	47,922,198
宮崎	1,091,427	23,554,955	18,187,760	41,742,715
鹿児島	2,008,104	43,338,491	33,463,451	76,801,942
合計	83,403,623	1,800,000,000	1,389,854,833	3,189,854,833

の議決を経た条例の公布調

名	議決月日	公布月日番号
挙区における議員	三、二〇	三、二五条例六
使用条例の一部	同	四、一七同
費用弁償額並びに を改正する条例	同	同九同
償条例の一部を改	同	同一〇同
報酬額及び費用弁	同	同一一同
び費用弁償条例の	同	同一二同
する条例	同	同一三同
交付手数料条例の	同	同一四同
る条例	同	同一五同
る条例	同	同一六同
	同	四、一七同
る条例の一部を改	同	三、三〇一八同
北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例	三、二〇	四、一七条例一九
北海道地方競馬登録条例の一部を改正する条例	同	同二〇同
岩内都市計画事業火災復興土地区画整理審議会条例	同	三、三〇同二一
北海道議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例	同	四、一一同二二
社会福祉法人の助成に関する条例	同	同二三同
保健所設置条例の一部を改正する条例	同	同二四同
北海道がん具用煙火及び始発筒取締条例	同	同二五同
風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例	同	同二六同
北海道公安委員会及び警察署長の行う許可等に関する手数料条例の一部を改正する条例	同	同二七同
北海道建築用ブロック品質保全条例の一部を改正する条例	同	同二八同

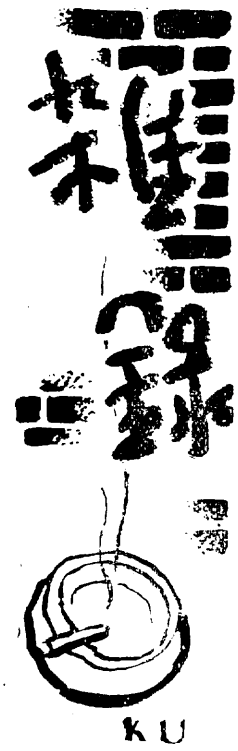

地方行政疑義問答集

議場外における行爲と懲罰事由

（昭和三〇年三月七日自丁行発四一号　和歌山県議会事務局長宛　行政課長）

問　本会議の中途において休憩した際、控室で甲議員が乙議員に向つて「今日の会議は薬が利いたのかスラスラといくではないか」といつたのに対し、乙議員は「甲議員の放言は議員全体を侮辱するものである」と殴打した上、再開後の本会議で、更に甲議員を「十日間出席停止の懲罰に付した」。これに対し、甲派（少数）は休憩中における事件は懲罰の対象として採り上げるべきでなく、従つて甲に対する懲罰の議決は無効であると論争しているが、どうか。

答　設問の如き議場外における行為については、懲罰事由とならないものと解する。

随意契約と議会の同意

（昭和三〇年三月一八日自丁行発四五号　長崎県総務部長宛　行政課長）

問　地方自治法第二百四十三条但書の規定に基き、競争入札に付さないで契約するため議会の同意を得る場合

一　そのつど議決を経ることなく一括議決を経ることは差支えないと思うがどうか。

二　同規定による「議会の同意」を条例で定めることができるか。

答一　予め概括的な範囲及び限度を定めて同意を得ておくことは差し支えない。

二　できない。なお一により承知されたい。

請願の紹介取消

（昭和三〇年三月一八日自丁行発四八号　福島県議会事務局長宛　行政課長）

問　議会招集後要式を具備し提出された請願につき、該請願を紹介した議員は、その紹介の取消しをなし得ざるものと思考せらるるも又議会の審議前ならば差し支えなきや。

答　議会において採択又は不採択の意思決定前で議会の同意が得られれば差し支えない。

否決予算案の再議

（昭和三〇年三月一九日自丁行政発吾号　高知県東京事務所長宛　行政課長）

問一　地方自治法第百七十七条第二項に掲げる経費を主とする当初予算案及び関連議案が、定例県議会において否決されたとき、予算案（関連する特別会計予算案を含む）については地方自治法第百七十七条第二項の規定により再審議に、予算に関連するその他の議案については新議案として提出すべきものと考えるがどうか。

二　前項の再議については、地方自治法第百七十六条第四項による再議の場合の如く、付議の制限はなく可及的速かに臨時議会を招集しこれに付してよいものと解するがどうか。

答一　いずれもお見込のとおり。

二　お見込のとおり。

報道から拾う

受領遅滞は債務不履行と画期的判決

受領遅滞を債務不履行とみることは、末弘博士、我妻教授の強調されるところであるが、債権を行使することは債権者の権利であり義務ではないとの考え方に立つ通説、判例の是認しないところであつた。ところが最近、東京地裁が従来の通説、判例に反して受領義務という債務を認め、その不履行を一般債務不履行として取扱い、相手方に解除権及び損害賠償請求権が発生するとしたことは劃期的な判例として注目される。

事件は、甲が通産省のアルコール工場に納入するため乙に甘藷の買付を依頼した。乙は丙との間に甘藷の売買契約を締結し、丙はこの契約により買付を行い引渡の準備を整えこの引渡先を乙に対し指定するよう要求したが、甲が通産省の入札に失敗したため乙はその転売先を失つたことになり丙のこの要求に応ぜず、その後丙より一週間以内に甘藷を引取ることの催告にも応じなかつたため、丙は乙に対し受領遅滞を理由として売買契約解除の意思表示をなし損害賠償請求の訴訟を提起したものである。

判決理由要旨

被告（乙）は売買の目的物を受領するとしないとは買主の権利であり義務ではないと主張している。しかし、契約により債権債務関係を結んだ当事者は信義誠実の原則の要求するところにしたがつて相互に給付の実現に協力すべき義務を負うものと解すべきである。給付が債務者の行為のみにより完了する場合は格別、債権者の協力なしでは完了し得ない場合には、この協力によつて給付の実現をはかることは債権者の法律上の義務であるといわなければならない。本件において売主たる原告（丙）が履行の準備をととのえた旨を通知して口頭による提供をした以上被告はすみやかにその引先を指定して原告の履行を可能ならしめることをはかるべき法律上の義務があるといわねばならない。しからば被告が原告の再三の要求にもかかわらず遂に引渡先の指定をなさず、原告の履行の提供を拒んだことは、それが被告の責に帰すべからざる事由に基くものでない限り、右の義務に違反するものであつて、被告は原告に対し債務不履行の責任を負うものと認めるべきであり、被告は原告の提供を拒絶することにより受領義務を遅滞したものと認める外なく、この受領遅滞は原告が相当期間を定めて受領を催告した上売買契約を解除する理由となり得るとす解べきである。

よつて原告の解除の意思表示の到達により本件売買契約は解除されたものと認めなければならないし被告は受領義務遅滞による原告の蒙つた損害を賠償する義務を負うものと認めるべきである。

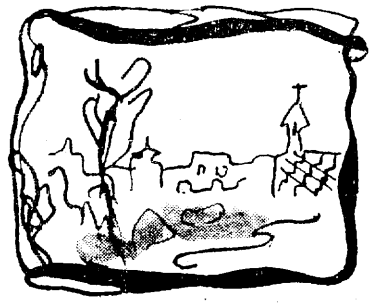

圖書室だより

新購入図書紹介

図書名	著者名
弁慶 第七、八、九巻	富田常雄
福沢諭吉の遺風	富田正文
日本の産業と観光	三宅晴輝
判例大系 第七巻、第一五巻Ⅱ	井上登

各官庁・その他よりの受贈図書

図書名	受贈先
昭和二十八年予算は適正に使われたか	会計検査院
図書月報 五月号	同
日本社会新聞 五二九―三〇号	日本社会党(右)
地方制度関係法令沿革史二編	自治庁
郵政統計月報 四月	郵政省
厚生 五月号	厚生省
厚生広報 九、一〇号	同
国有林野関係法規 一、二号	農林省
林野試験場研究報告 七九号	同
農林統計調査 四月号	同
図書資料月報 四月号	同
農業情報 二九、三〇号	同
林業新知識 一八号	同
第六次国有林野統計書 二九年	同
林野時報 五月号	同
北海道農業試験場報告 四七号	同
農林水産統計月報 三七号	同
法律図書(英文)件名分類目録一集	法務省
地理調査所特報 一八号	建設省
List of Publication 1955	日本学術会議
収書送報 五号	調達庁
コークス統計月報 五月号	通産省
石炭生産統計月報 五月号	同
鉄鋼生産統計月報 四月号	同
石炭需給統計月報 五月号	同
中小工業生産動態統計	同
通産統計速報 四月号	同
機械統計月報 四月号	同
鉱山製錬統計月報 五月号	同
百貨店販売統計月報 五月号	同
皮革統計月報 四月号	同
建材統計月報 四月号	同
日用品統計月報 四月号	同
ゴム統計月報 四月号	同
通産統計月報 四月号	同
窯業統計月報 四月号	同
水力調査書 二九年	同
電信電話 五月号	電々公社
国内出版物目録 二月号	国会図書館
読書春秋 五号	同
条約集	外務省
第八回三十年ユネスコ総会	同
史料館所蔵史料目録 四集	文部省
文部広報 一一四～一一六号	同
教育委員会月報 五六号	同
学校設備調査報告	同
施設月報	同
初等教育資料 五月号	同
視聴覚教育資料 五集	同
週刊労働 五一二、五一三号	労働省
毎月勤労統計調査結果表 六九号	同
毎月労働災害調査結果表 三四号	同
北海道監査事務提要	北海道監査委員
労働力調査綜合報告書	総理府統計局
地方制度関係法令沿革史	自治庁
新着図書目録	北海道大学図書館本館
都道府県有物件災害共済事業史	都道府県有物件災害共済部
参議院要覧(甲1)三十年版	参議院事務局
図書目録 No7	東京都議会図書館
札幌市議会要覧	札幌市議会
鳥取市大火災誌(復興篇)	鳥取県
国土建設の現状	北海道土木部
札幌市勢年鑑	札幌市役所
学校基本調査結果速報	北海道総務部
宮城県議会時報 六巻四号	宮城県議会事務局
神奈川県議会月報 五号	神奈川県議会事務局
奈良県議会時報 二十一号	奈良県議会事務局
熊本県議会報 二八号	熊本県議会事務局
大阪府会 七月号	大阪府議会事務局
鹿児島県議会時報 一六号	鹿児島県議会事務局
山形県議会月報 五、六、七合併号	山形県議会事務局
遠友島根	島根県議会事務局

昭和三十年八月二十日発行

北海道議会時報（第七巻第八號）

編集　北海道議会事務局調査課

発行　北海道議会事務局

電話②六九一九番

七月のメモ

2 ○道公安委員長に上田保氏再任
3 ○雨の弾丸道路で転落事故四十五名が負傷
○幌加内で六百戸浸水
4 ○タイ国外相来日
○道南央豪雨の被害甚大士別浸水三千戸、静内全町が浸水
5 ○田上開発庁次長来道
6 ○香深村で六十七戸焼く
○世界母親大会（スイス）七十ヵ国以上約千二百名参加して開幕（閉幕七月十一日）
8 ○洞爺丸海難事件に論告、船長の職務上過失
9 ○日、タイ特別円協定調印
○八名の著名学者が人類滅亡の危機を警告して共同声明
○三十年産米価本決り一万百六十円
○建設省、建設白書を発表
11 ○国交回復会議の訪ソ代表決る久原房之助氏ら八名
12 ○拿捕船十四隻帰る戦後最高の大量帰還
13 ○全国町村会総会で教委廃止を決議
14 ○全道的な酷暑岩見沢は三十二度
15 ○日ソ交渉再開
○補正予算案衆院通過
○三十年度経済白書を発表
○民主党道総合開発委役員決る、委員長広川弘禅氏
○全道庁、北教組職組道議会前で座り込み
16 ○日共創立三十三周年記念日
○海上保安白書発表
18 ○四巨頭会談開く（ジュネーブ、七月二十三日閉幕）
○都市対抗野球道代表樽協、東圧に決る
○噴火湾演習地問題正式協定に調印
19 ○トニー谷の愛息誘かいさる
○ウー・ヌービルマ首相来日
22 ○売春法案衆院法務委で否決さる
○石炭合理化法案衆院通過
○岐阜で花火工場が爆発七名死亡四名瀕死
23 ○胆振地方に豪雨追分で三百七十戸浸水
○清宮様御来道
25 ○地財再建特別措置法案衆院で修正可決
○上富良野、倶知安に陸上自衛隊二部隊新設
26 ○各地に食中毒続発
○今朝後志支庁半焼
27 ○ソ連抑留戦犯送還の十六名発表
○国防会議法案衆院で修正可決
○民主党道開発特別委事務局長に岡田包義氏決定
28 ○高校野球道予選で芦別高優勝
○憲法調査会法案衆院通過
○津で中学生集団遊泳中おぼれ水死三十六名
29 ○徳田球一氏一昨年北京で死亡日共発表
○総評大会閉幕事務局長に岩井章氏決る（二十六日開会）
30 ○第二十二特別国会混乱裡に閉会
31 ○防衛庁長官に砂田重政氏発令